

「幌延深地層研究の確認会議」設置要綱

1 目 的

北海道と幌延町は、「幌延町における深地層の研究に関する協定書」（以下「協定」という。）の第14条に基づき、協定の履行状況を確認するため幌延深地層研究の確認会議（以下、「確認会議」という。）を設置する。

2 所掌事項

確認会議は、次に掲げる事項について精査し、確認を行うものとする。

- （1）核燃料サイクル開発機構は、研究実施区域に、研究期間中はもとより研究終了後においても、放射性廃棄物を持ち込むことや使用することはしない。
- （2）核燃料サイクル開発機構は、深地層の研究所を放射性廃棄物の最終処分を行う実施主体へ譲渡し、又は貸与しない。
- （3）核燃料サイクル開発機構は、深地層の研究終了後は、地上の研究施設を閉鎖し、地下施設を埋め戻すものとする。
- （4）核燃料サイクル開発機構は、当該研究実施区域を将来とも放射性廃棄物の最終処分場とせず、幌延町に放射性廃棄物の中間貯蔵施設を将来とも設置しない。

3 組 織

- （1）確認会議は、北海道及び幌延町の職員をもって組織する。
- （2）確認会議の座長は、北海道経済部資源エネルギー局長をもって充てる。

4 会議の開催

- （1）会議は、北海道又は幌延町において開催の必要があると認めたとき、両者が協議の上、これを開催するものとし、座長が招集する。
- （2）会議においては、核燃料サイクル開発機構からの説明聴取や立入調査に併せ、必要に応じ専門有識者からの意見聴取や関係自治体等に事実確認を行うものとする。
- （3）会議の開催に当たっては、これを周知するものとする。

5 報 告

座長は、会議の開催結果を北海道知事及び幌延町長に報告する。

6 事務局

確認会議の事務局は、北海道経済部資源エネルギー局資源エネルギー課に置く。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、確認会議の運営について必要な事項は、北海道と幌延町が協議して決める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

この要綱は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年（2023年）6月1日から施行する。